

## 介護保険法令一覧（指定市町村事務受託法人に係る根拠）

介護保険法	介護保険法施行令	介護保険法施行規則
<p>(指定市町村事務受託法人)</p> <p>第二十四条の二 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令(→規 34 の 2)で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。)に委託することができる。</p> <p>一 第二十三条に規定する事務(照会等対象者の選定に係るものを除く。)</p> <p>二 第二十七条第二項(第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による調査に関する事務</p> <p>三 その他厚生労働省令で定める事務</p> <p>2 指定市町村事務受託法人は、前項第二号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。</p> <p>3 指定市町村事務受託法人の役員若しくは職員(前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>4 指定市町村事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。</p> <p>5 市町村は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令(→規 34 の 6)で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、指定市町村事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>(指定市町村事務受託法人の指定)</p> <p>第十一条の二 法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)の指定は、厚生労働省令(→規 34 の 2)で定めるところにより、同項各号に掲げる事務(以下「受託事務」という。)を受託しようとする者の申請により、受託事務を行う事務所(以下この節において「事務所」という。)ごとに行う。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の二第一項の指定をしてはならない。</p> <p>一 当該申請に係る事務所の介護支援専門員の人員が、厚生労働省令(→規 34 の 7)で定める員数を満たしていないとき(法第二十四条の二第一項第二号の事務を受託しようとする場合に限る。)</p> <p>二 申請者が、厚生労働省令(→規 34 の 8～13)で定める受託事務の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>三 申請者が、居宅サービス等(法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。第七号及び第十一条の五第九号において同じ。)を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りではない。</p> <p>四 申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>五 申請者が、第十一条の五第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日か</p>	<p>(指定市町村事務受託法人の指定の要件)</p> <p>第三十四条の二 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下「照会等事務」という。)については、次のとおりとする。</p> <p>一 照会等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>二 法人の役員又は職員の構成が、照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 照会等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって照会等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、照会等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。</p> <p>2 法第二十四条の二第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第二号に規定する事務(以下「要介護認定調査事務」という。)については、次のとおりとする。</p> <p>一 要介護認定調査事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>二 法人の役員又は職員の構成が、要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、要介護認定調査事務を行うにつき十分な適格性を有</p>

<p>(文書の提出等)</p> <p>第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。))をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。</p> <p>..... 参考 .....</p> <p>(要介護認定)</p> <p>第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、</p>	<p>ら起算して五年を経過しない者であるとき。</p> <p>六 申請者が、第十一条の五第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。</p> <p>七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p> <p>八 申請者の役員等(法第七十条第二項第六号に規定する役員等をいう。)のうち次のいずれかに該当する者があつたとき。</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>ロ 第四号又は前号に該当する者</p> <p>ハ 第十一条の五第一項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>ニ 第六号に規定する期間内に次条第一項の規定による事業の廃止の届出をした法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第十一条の三 指定市町村事務受託法人は、当該指定に係る事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更し</p>	<p>するものであること。</p> <p>(令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)</p> <p>第三十四条の三 令第十一条の二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、当該申請に係る事務所の所在地の市町村の区域内に要介護認定調査事務に係る法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人(以下「指定市町村事務受託法人」という。)が存在しないことその他これに準ずる事情とする。</p> <p>(指定市町村事務受託法人に係る指定の申請等)</p> <p>第三十四条の四 令第十一条の二第一項の規定に基づき指定市町村事務受託法人の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 当該指定に係る市町村事務受託事務所の名称及び所在地</p> <p>二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>三 当該申請に係る市町村事務(令第十一条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。)の種類</p> <p>四 当該申請に係る市町村事務の開始の予定年月日</p> <p>五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等</p> <p>六 市町村事務受託事務所の平面図</p> <p>七 市町村事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>八 第三十四条の十において準用する指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)</p>
---	--	--

<p>その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p> <p>附 則 (平成一八年三月三十一日政令第一五四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三条ただし書、附則第五条ただし書、附則第十五条ただし書、附則第十八条第一項及び附則第三十七条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>(要介護認定等に係る調査に関する経過措置)</p> <p>第二条 市町村は、介護保険法等の一部を改正する法律(以下「平成十七年改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から平成二十年三月三十一日までの間は、平成十七年改正法第三条の規定による改正後の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「新法」という。)第二十四条の二第一項第二号に掲げる事務に係る同項に規定する指定市町村事務受託法人が当該市町村の区域内に存在しないことその他の事情により、新法第二十七条第二項(新法第三十二条第二項において準用する場合を含む。)の調査の円滑な実施が困難であると認めるときは、当該調査を新法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、新法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十二項に規定する介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。</p> <p>&lt;以下省略&gt;</p>	<p>ようとするとき、又は当該受託事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を、指定市町村事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならない。</p> <p>(報告)</p> <p>第十一条の四 都道府県知事は、受託事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定市町村事務受託法人に対し、報告を求めることができる。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第十一条の五 都道府県知事は、指定市町村事務受託法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たさなくなったとき。</p> <p>二 指定市町村事務受託法人が、第十一条の二第二項第四号又は第八号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>三 指定市町村事務受託法人が、当該指定に係る事務所の介護支援専門員の人員について、厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。</p> <p>四 指定市町村事務受託法人が、厚生労働省令で定める受託事務の運営に関する基準に従って適正な受託事務の運営をすることができなくなったとき。</p> <p>五 指定市町村事務受託法人が、前条の規定により報告を求められて報告をせず、又は</p>	<p>第十八条に規定する運営規程</p> <p>九 照会等対象者(法第二十三条に規定する照会等対象者をいう。以下同じ。)又は市町村事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要</p> <p>十 当該申請に係る市町村事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態</p> <p>十一 当該申請に係る市町村事務に係る資産の状況</p> <p>十二 令第十一条の二第二項各号に該当しないことを誓約する書面(次条において「誓約書」という。)</p> <p>十三 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>十四 介護支援専門員の氏名及びその登録番号(要介護認定調査事務を受託しようとする場合に限る。)</p> <p>十五 その他指定に関し必要と認める事項</p> <p>2 居宅サービス等(法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供している者が要介護認定調査事務に係る申請を行う場合には、当該法人に当該事務を委託をしようとしている市町村長が当該法人に委託をしようとする特別の事情を記載した意見書を前項の申請書又は書類に添付しなければならない。</p> <p>3 前項の意見書には、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付しなければならない。</p> <p>(指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等)</p> <p>第三十四条の五 指定市町村事務受託法人は、前条第一項第一号、第二号、第五号(当該指定に係る事務に関するものに限る。)から第八号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定市町</p>
--	--	---

<p>虚偽の報告をしたとき。</p> <p>六 指定市町村事務受託法人が、不正の手段により法第二十四条の二第一項の指定を受けたとき。</p> <p>七 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、法及び第三十五条の四各号に掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>八 前各号に掲げる場合のほか、指定市町村事務受託法人が、受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p> <p>九 指定市町村事務受託法人の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等又は受託事務に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。</p> <p>2 市町村は、受託事務を行った指定市町村事務受託法人について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事務所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>(公示)</p> <p>第十一条の六 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。</p> <p>一 法第二十四条の二第一項の指定をしたとき。</p> <p>二 第十一条の三第一項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同項に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があったとき。</p> <p>三 前条第一項の規定により法第二十四条の二第一項の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。</p>	<p>村事務受託法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。</p> <p>2 受託事務の廃止、休止又は再開については、第三百三十三条第二項(第三号を除く。)の規定を準用する。</p> <p>(事務の委託の公示等)</p> <p>第三十四条の六 市町村は、法第二十四条の二第五項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地</p> <p>二 委託する指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名</p> <p>三 委託開始の予定年月日</p> <p>四 委託事務の内容</p> <p>五 居宅サービス等の提供の有無</p> <p>2 市町村は、法第二十四条の二第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。</p> <p>一 当該委託に係る事務所の名称及び所在地</p> <p>二 委託している指定市町村事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名</p> <p>三 委託終了の年月日</p> <p>四 委託事務の内容</p> <p>3 居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人は、年度ごとに、要介護認定調査事務を委託した市町村に対して、当該事務に係る法第二十七条第二項に規定する調査を実施した被保険者(次項において「要介護認定調査対象者」という。)のうち、第三十八条第一項に規定する要介護認定有効期間において当該指定市町村事</p>
--	--

		<p>務受託法人が提供する居宅サービス等を利用した被保険者（次項において「居宅サービス等利用者」という。）の数を報告しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた市町村は、次に掲げる項目を公表するものとする。</p> <p>一 要介護認定調査対象者の数 二 居宅サービス等利用者の数</p> <p>（指定市町村事務受託法人の事業の基準）</p> <p>第三十四条の七 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を遂行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していなければならない。</p> <p>（管理者）</p> <p>第三十四条の八 指定市町村事務受託法人は、事務所ごとに管理者を置かなければならない。</p> <p>（身分を証する書類の携行）</p> <p>第三十四条の九 指定市町村事務受託法人は、受託事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>（準用）</p> <p>第三十四条の十 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十八条、第二十二条、第二十四条、第二十七条及び第二十八条の規定は指定市町村事務受託法人について準用する。この場合において、指定居宅介護支援等基準第十八条、第二十二条及び第二十四条中「指定居宅介護支援事業所」とあるのは「事務所」と、指定居宅介護支援等基準第十八条中</p>
--	--	---

		<p>「掲げる事業」とあるのは「掲げる事務」と、「指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額」とあるのは「受託事務の実施方法及び内容」と、指定居宅介護支援等基準第二十二条 中「介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる」とあるのは「職員の勤務の体制その他の」と、指定居宅介護支援等基準第二十七条 中「利用者に対する指定居宅介護支援の提供により」とあるのは「受託事務の実施により」と、「市町村、利用者」とあるのは「委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者」と、指定居宅介護支援等基準第二十八条 中「事業所ごと」とあるのは「事務所ごと」と読み替えるものとする。</p> <p>(勧誘等の禁止)</p> <p>第三十四条の十一 要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人の役員又は職員は、法第二十四条の二第一項第二号に規定する調査を実施した被保険者に対して特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用すべき旨等の勧誘、指示等を行ってはならない。</p> <p>(苦情処理)</p> <p>第三十四条の十二 指定市町村事務受託法人は、自ら実施した受託事務に対する照会等対象者又は受託事務に係る被保険者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。</p> <p>2 指定市町村事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十四条の十三 指定市町村事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整</p>
--	--	--

		<p>備しておかなければならない。</p> <p>2 指定市町村事務受託法人は、受託事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 実施した受託事務の内容等の記録</p> <p>二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>三 第三十四条の十において準用する指定居宅介護支援等基準第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
--	--	---

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十八号）

以下、介護保険法施行規則第34条の10により準用する規定 ※読み替え部分は見え消しで修正

(運営規程)

第十八条 指定居宅介護支援事業者指定市町村事務受託法人は、指定居宅介護支援事業所事務所ごとに、次に掲げる事業掲げる事務の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額受託事務の実施方法及び内容
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(掲示)

第二十二條 指定居宅介護支援事業者指定市町村事務受託法人は、指定居宅介護支援事業所事務所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる職員の勤務の体制その他の重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第二十四條 指定居宅介護支援事業者指定市町村事務受託法人は、指定居宅介護支援事業所事務所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(事故発生時の対応)

第二十七條 指定居宅介護支援事業者指定市町村事務受託法人は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により受託事務の実施により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者委託をしている市町村、受託事務に係る被保険者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者指定市町村事務受託法人は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者指定市町村事務受託法人は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により受託事務の実施により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第二十八條 指定居宅介護支援事業者指定市町村事務受託法人は、事業所ごと事務所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。